

【令和7年4月1日現在】

事業所名	サービス付き高齢者向け住宅 菊水川	金沢市長 登録番号 第17201030号
事業所の所在地	石川県金沢市下本多町五番丁23番地	
事業所連絡先	076-231-5552	管理者 櫛木 敏子
運営方針	①施設は、入居者お一人おひとりの意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するとともに、自立した日常生活を営むことができるように努めます。 ②施設は、地域や家族等との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。	
提供サービスの概要	①状況把握・生活相談 ②食事提供 ③入浴機会の提供 ④相談、援助 ⑤健康管理 ⑥自主活動への協力 ⑦その他（国土交通省・厚生労働省の定める「高齢者の住居の安定確保に関する法律施行規則」等に基づいて必要とされるサービス）	
住居室数	14室（個室9室、夫婦部屋5室）	
主な職員の配置状況	管理者（1名・兼務） 生活相談員（1名・兼務） 介護職員（1名・兼務） 栄養士（1名・兼務）	
緊急時の対応・方法	入居中（サービス提供中）における入居者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じます。	
事故発生時の対応・方法	施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。	
協力医療機関	①ますた内科クリニック（主な診療科目：内科、循環器内科） ②竹内歯科医院（主な診療科目：歯科）	
苦情相談窓口	窓口 菊水川（連絡先 076-231-5552） 担当 管理者兼生活相談員	
施設利用にあたってのサービス料金	①家賃 個室 ； 金70,000円／月額 夫婦部屋 ； 金115,000円／月額 ②共益費 個室 ； 金25,000円／月額 夫婦部屋 ； 金25,000円／月額（単身入居の場合） 金35,000円／月額（2名入居の場合） ③状況把握・生活相談費 個室 ； 金22,000円／月額 （うち消費税2,000円） 夫婦部屋 ； 金22,000円／月額（単身入居の場合） （うち消費税2,000円） 金27,500円／月額（2名入居の場合）（うち消費税2,500円） ④食事 朝食400円、昼食600円、夕食600円（1名1食当たり） 食事が不要の場合は、前日の午前中までにお申し出下さい。事前に申し出があった場合に限り、申し出の食事代のご負担はありません。 ※ 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割り計算した額とします。 起算日は契約の成立年月日とし、満了日は残置物が引取終えた年月日とします。 ※ 土地・建物の租税その他の負担の増減又は経済事情の変動、近傍同種の建物賃料に比較して賃料が不相当となった場合は、協議の上、賃料を改定することがあります。 ※ 詳細については、ご相談下さい。	
対象とならないサービスと利用料金	以下のサービスは、利用料金の全額が入居者またはご契約者の負担となります。 ①居室内での光熱水費（居室内の電気代・水道代等について、毎月末日までの使用量実費分） ②日常生活上必要となる物品等 （日常生活品の購入代金等でご負担いただくことが適当であるもの） おむつ代・ペーパー類・居室内清掃用具類・入浴用洗剤・衣類用洗剤・乾電池他 喫茶や売店、理美容、新聞代、電話・インターネット代など個人の希望により利用するもの ③寝具・シーツ等リース料及び洗濯・清掃代行（寝具・シーツのリース、洗濯・クリーニング、清掃等代金） ④複写物の交付（入居者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には1枚につき10円をご負担いただきます。） ⑤共同洗濯機・乾燥機の使用料（洗濯室の洗濯機や乾燥機を使用する場合は、有料となります。洗剤・柔軟剤も各自でご用意ください。各お部屋で干してください。） ⑥敷金（新たに入居する場合、家賃の2.0ヶ月分を敷金として預かります。） （個室の場合、金140,000円、夫婦部屋の場合、230,000円を預かります） 但し、退居時の居室における原状回復費（クリーニング含む）及び利用料等の滞納費にあてることができるものとします。 ⑦健康診断及びインフルエンザ予防接種 （感染予防のため、特別な理由がない限り健康診断及び予防接種を受けていただきます。検診料及び接種料はご負担下さい。） ⑧その他（貴重品の管理、服薬管理、買い物代行、病院への付添は施設では行いません。原則ご本人で対応ください。 困難な場合は、ご家族の方や外部の実費サービスをお願いいたします。） ※ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。 その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。	
施設利用の留意事項	当施設のご利用にあたって、他の入居者の方々との共同生活の場として、快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。 ①入居にあたり、次のものはお持ち込出来ません。（ペット、危険物、銃刀類、薬物（麻薬、大麻等）、大型金庫、大重量物品） ②訪問時間：午前8時～午後8時とさせていただきます。なお、緊急時はこの限りではありません。 ③外出、外泊：事前にお申し出及び「外出・外泊連絡票」にご記入願います。門限は、夜間10時までとします。 ④現金等の管理；金銭や貴重品等は各自で管理となります。また、紛失・盗難等について、施設は責任を負いません。 ⑤医療機関への通院、受診；外部の医療機関に通院、受診する場合は、原則ご本人で対応ください。 ⑥施設・設備使用 1.居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用してください。退居時は原状に復していただきます。 2.故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。 3.施設内の共用部に個人の私有物を置かないでください。また、下着や寝間着などで共用部を利用することは禁止とします。 4.安全管理上、居室の鍵について、スベアキーは作らないでください。自然劣化以外の実費にて作成いたします。 5.外玄関の自動ドアは、午後10時00分から午前4時30分まで自動を停止いたします。居室の鍵で解錠をお願いします。 ⑦入居者へのサービス実施及び安全衛生等管理上必要な場合には、居室に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。 ⑧居室内の清掃やゴミ等については、入居者の管理とさせていただきます。 ⑨近親者等の宿泊を希望するときは、予め管理者に届け出を行い、その承認を得なければならない。 ⑩施設職員や他入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、広告物の掲示等を行なうことはできません。 ⑪施設内は全館禁煙となります。	